

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う労務管理と経営支援策

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約と結論>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中国では春節休暇と企業の操業開始日の延長が決まった。今後の状況によっては操業できない期間がさらに延びる可能性もあり、各地方政府は企業に対する支援策を打ち出している。中国進出企業においては、速やかな情報収集と従業員への対応が求められる。

1. 春節休暇・出勤日の延長に関して

今回の新型コロナウイルスによる肺炎(以降「新型コロナウイルス」という)の感染拡大を受けて、国务院弁公庁は2020年の春節休暇の延長について次のように通知している。

- 休暇を2月2日(日)まで延長し、3日(月)より出勤とする。
- 各地の学校や幼稚園は開学日を延期する。
- 新型コロナウイルスへの対応で休暇を取れない従業員は、振替休暇を取ることができる。休暇中の出勤に対する給与は、関連政策に基づき保証しなければならない。

「国务院办公厅关于延长2020年春节假期的通知」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-01/27/content_5472352.htm

これとは別に、上海市、広東省、浙江省、江蘇省など20を超える省や自治区では、連休明けの出勤開始日を2月10日(月)まで繰り延べするという通知を出している。いずれの地域も、電気、ガス、水道、通信、公共交通といった生活インフラ関連業種、医療機器・薬品、防護品メーカーといった医療関連業種、およびスーパーや食品メーカー、物流企業などの市民の生活に大きく関わる業種は除外するとしているが、一般企業の出勤開始日は今後さらに先延ばしされる可能性もある。

出勤開始日の繰り延べについては、上海市人力資源社会保障局が公式見解を発表して



いる。これによると、2月10日より前に従業員を出勤させる場合は、地域の疫病防控指揮部に説明資料、疫病管理対策、感染者を出さないことに関する誓約書などを提出し、審査と許可を受ける必要がある。万が一、これによって感染者が出た場合には生産停止命令に加え、法的責任を追及するとの文言があり、実際に許可されるかは不透明である。

なお感染拡大の影響が最も深刻な湖北省では、出勤開始日を2月14日(金)まで延期している。この対象には、春節期間中に湖北省を訪れて親せきや友人を訪問した省外の者を含むとしており、これに該当する従業員が出勤できるのは14日からとなる。

2. 新型コロナウイルスの流行期間中における賃金の扱いについて

出勤開始日が2月10日(月)まで繰り延べされたが、3日から9日までの期間をどのように扱うかは地域によって見解が異なるため、所在地の人力资源社会保障局などへ随時確認することが望ましい。

上海市、蘇州市、広東省などは、3日から9日までの期間は労務管理上、休日扱いになるとしている。国が定めた春節の祝日は2日までであり、3~9日は出勤が必要な平日にもあたらないためだ。これにより、この間に許可を受けて従業員を出勤させる場合や、在宅勤務を命じる場合には、休日出勤として割増賃金を支払うか代休を与える必要があるとの見解を出している。

また従業員が新型コロナウイルスに感染したり、隔離対象となったり、あるいは政府の隔離措置などで一定期間出勤できない場合の扱いについて、人力资源社会保障部弁公庁は次のように定めている。

- 企業は当該期間の賃金を支払わなければならない。
- 労働契約法の40条、41条に基づいて労働契約を解除してはならない。
- 当該期間中に労働契約の期限が満了となる場合、当該期間の終了まで労働契約を延長する。

「关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知」
http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyaowen/202001/t20200127_357746.html

さらに、新型肺炎の影響で経営が困難な状況となった企業について、次のように定めている。

- 従業員と協議の上、賃金の調整、配置転換や休暇の振替、勤務時間の短縮などにより経営の安定を図り、可能な限り雇用調整を行わないか、削減人数を最小限に留めること。
- 操業停止期間が、賃金支給周期(一般的には1カ月)以内の場合、企業は労働契約の規定通りの賃金を支払わなければならない。操業停止期間がこれ以上に延び、正常に出勤できない状況であっても企業は生活費を支給しなければならない。

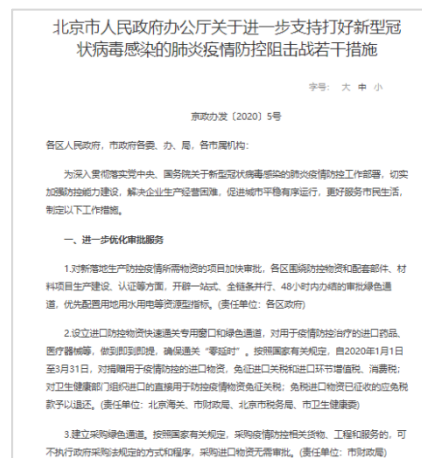
この生活費については、各省、自治区、直轄市の人力資源社会保障庁が通知を出している。おおむね最低賃金の70~100%となっており、例えば北京市では70%、河南省では80%となっている。このほか地域ごとに、病欠期間についても最低賃金のXX%以上を支払うよう定めていたり、交通機関の停止や隔離などで出勤できない従業員に対する有給休暇の付与などが定められていることもあるため、こちらも管轄の人力資源社会保障庁などへ確認することが重要となる。

3. 企業への救済策も検討進む

新型肺炎の感染拡大により様々な産業への打撃が懸念される中、各地の地方政府が独自の救済策を発表している。

北京市政府は3日付で、19項目にわたる特別措置を発表した。これには、新型肺炎に感染あるいは隔離により収入を失った市民への貸付、企業への融資枠拡大や融資利率(金利)の引き下げ、雇用調整を行わない企業への納付済み失業保険費の還付、オフィスビルや商業施設の賃料減免の推奨などが含まれる。

社会保険費については全ての企業を対象に1月と2月分の納付期限を3月末に延長し、旅行宿泊業、貿易流通業、飲食業など大きな影響が懸念される10の



http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202002/t20200203_1622987.html

CLARA ONLINE China Business Report 2020.2.5

産業に限り7月末まで延長するとしている。

上海市では、3日に人力資源社会保障局から4項目の企業負担軽減策が出されている。こちらは、2020年中に雇用調整を行わなかった企業で各種条件を満たす場合に、納付済み失業保険費の50%を還付、社会保険費の納付対象期間を3カ月短縮、社会保険費の納付が遅れた場合の滞納金免除、出勤停止期間中に従業員が受講したオンライン研修費用の95%を補助、となっている。



http://rsj.sh.gov.cn/201712333/xwfb/zxd/01/202002/t20200203_1303016.shtml

日本企業の進出も多い江蘇省でも、蘇州市人民政府が2日、10項目の中小企業支援政策を出している。こちらは対象を新型肺炎の影響により生産経営が困難となった中小企業に絞り、金融機関に対し零細企業の与信額の引き下げや貸し渋りの禁止、雇用調整を行わない企業に対し納付済み失業保険費の50%を還付、社会保険費の納付期限を最長6カ月延期、国有資産の賃料1カ月免除・2カ月半額、不動産税や都市郷鎮土地使用税の減免、申請に基づき中小企業の納税期限を最長3カ月延期、創業パークやインキュベーションセンターに入居する中小企業への優先支援などを行うとしている。

この他の地域も企業向けに特別措置や支援政策を用意していると伝えられており、今後順次発表される可能性は高い。対応策の内容は地域によって様々であるため、所在地の地方政府や人力資源社会保障局、あるいは産業ごとの管轄当局に随時確認し、最新の情報を得るとともに、従業員への通知にあたっては書面で各種決定を残すなどの対応が求められる。

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2020年2月5日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国ビジネスコンサルティングサービスに関するお問い合わせは次の連絡先までお気軽にご連絡ください。 sales@clara.ad.jp または +81(3)4213-0787